

# 学校のきまり

令和6年4月  
鈴鹿市立白子中学校

白子中のきまりを守って、みんなで楽しい学校にしましょう！

## 服装

- 服装は、学校規定の制服または学校指定のジャージとし、正しく着用すること。  
登下校も同様とする。特に指定がない場合の授業は制服で受ける。
- ボタンやスナップをはずして着ない。
- ベルトは黒か茶とする。ズボンは腰より上でベルトでとめる。
- カッターシャツ・ブラウスのすそは、ズボン・スカートの中に入れる。
- スカート丈は、ひざ頭が隠れるようにする。(ウエスト部分をまげない。すそを折らない。)
- 制服の胸ポケットに名札をつける。(名札は学校で保管する)
- 防寒のために制服の中に着るものは制服から出ないようにする。
- 式・集会等の学校行事は、原則制服を着用する。
- 上着を脱ぐ場合は、カッターシャツ・ブラウスを着用する。
- ウィンドブレーカー・ハーフパンツは学校指定のみ。
- 通学靴は運動に適したものとする。  
(革靴・エナメル靴・底の厚い靴・スリッパ・サンダル等は禁止。)
- 靴下は白、黒、紺、グレーとする。派手な色柄物・特異な形は禁止とする。
- 体育の授業や学校生活で使用するTシャツは白色無地。名刺サイズ程度のワンポイントとする。
- 防寒のため、手袋・マフラー等を使用してもよいが、教室内では着用しない。
- 教室内でウィンドブレーカーを着用しない。
- 夏制服の中に着るものは、体育用Tシャツに準ずる。
- 衣替えは各自で判断すること。カッターやブラウスには名札をつけること。
- 化粧・マニキュア等をしない。
- 放課後一度帰宅した後や休日も、学校へ来る時は制服かジャージとする。  
※ 名札 420円・ボタン等は、学校や「おおはし」で販売している。  
ボタン(胸、袖)50円 (裏)15円

## 頭髪

- パーマ・脱色・毛染めは禁止。整髪料はつけない。装飾品はつけない。
- 特異でない髪型とする。
  - ・前髪は目にかからない。肩をこえる長さ以上は髪ゴムで結ぶ。

## 学校生活

- チャイム着席を守る。
- 授業中カバンは自分のロッカーに入れる。通路にカバンを置かない。
- 授業は制服で受ける。(実技実習教科は教科担任の指示による。)
- 欠席・遅刻・早退などの連絡は、保護者が Google フォームで行う。電話での連絡は、原則として保護者から行う。
- カバンをロッカーに入れて、8:30 までに自分の席に着いていないときは、遅刻となる。
- 早退の場合は、保護者からの連絡または本人が担任に届けること。
- 一度登校したら、許可なしに外出したり下校したりできない。
- 遅刻した生徒は、職員室へ登校したことを伝え先生の引率で授業(教室)に入ること。
- 通学カバンは学校指定のものとする。
- 上靴(スリッパ)・体育館シューズ・靴袋は、学校指定のもの。
- 水筒・ペットボトルは持参してもよい。水・お茶・スポーツドリンクを許可する。
- 自分の持ち物には名前を書く。学習に不必要な物は持ってこない。
- 貴重品や不要な現金は持ってこない。現金が必要な場合は朝の学活で担任に預ける。公衆電話を使用するためのテレホンカードや小銭は可。
- 生徒同士の金品の貸し借り、物品の売り買いは禁止する。○職員室には入室しない。

## 自転車通学

- 道路交通法を守ること。
- ヘルメットを着用し、あごひもをきちんとしめること。
- 通学カバンは、ゴムひもで荷台にくくりつけること。
- 自転車は所定の場所にヘルメットとともに施錠すること。
- AGF 鈴鹿体育館前の国道の横断は、必ず地下道を利用する。
- 自転車については以下の基準に適合しているものとする。
  - ①防犯登録していること。
  - ②自分の体に適したもの。
  - ③荷台、ベル、ライト、反射板、鍵がついているもの。
  - ④ブレーキやハンドルなどの整備ができていること。
  - ⑤安定して直立する両脚スタンドのもの。
  - ⑥改造や不必要な物はつけていないこと。

※上記の各項を守れない場合は、自転車通学許可を停止することがある。

## 登下校・校外生活

- 登下校中に、寄り道・買い食いをしない。
- 用もないのに小学校へ行かない。部活動以外は、他の学校に行かない。
- 以下は校外生活における市内の申し合わせ事項です。
  - ①カラオケボックスおよびゲームセンター(ゲームコーナー含む)、漫画喫茶、インターネットカフェへの生徒同士での出入りを原則禁止する。
  - ②午後 10 時以降の外出を禁止する。外泊は原則禁止する。午後 10 時以降は補導の対象となる。
  - ③道路での球戯、スケートボード等(キックボード、ローラースケート等)を原則禁止する。
  - ④危険ながん具類(エアガン等)による遊びを禁止する。
  - ⑤海水浴場やプール以外での遊泳禁止。児童生徒のみでの海水浴場等への出入りを原則禁止する。(魚釣りも含む)